平成２４年（フ）第８５号
富山県射水市戸破2087番地４、開始決定時の住所富山県射水市中太閤山９丁目49番地
破産者　赤江　友治
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８５号
富山市下赤江町２丁目２番４―204号　市営住宅、開始決定時の住民票上の住所富山市草島235番地111
破産者　釣善こと　釣﨑　　勲
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
長野県下伊那郡下條村陽皐3625番地
破産者　近藤　　茂
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第９８７号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番２―514号
破産者　醬野みどり
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
徳島市南庄町１丁目12番地の５、旧住所徳島県板野郡藍住町富吉字穂実68番地21
破産者　佐藤百合子
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５号
徳島県徳島市中洲町２丁目34番地の６
破産者　木村　光宏
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４６号
徳島県徳島市万代町５丁目１番地の15
破産者　木村美榮子
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1245番地13
破産者　田中　幸男
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１４６号
鹿児島県伊佐市大口里2233番地２共済住宅4907号
破産者　友枝　憲一
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
鹿児島県姶良市脇元728番地30　ハイツマック101号
破産者　池田百合子（旧姓内田）
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目50番２―103号
破産者　加山正治郎
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６２号
神奈川県藤沢市遠藤3658番地の９D
破産者　神田橋由美子（旧姓中薮）
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５号
神奈川県横須賀市森崎４丁目32番12号
破産者　鈴木　悦子
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１１０号
富山市本郷新70番地３、開始決定時の住所富山市天正寺427番地　シャンポールＡ棟203号
破産者　久保　　守
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
富山市稲荷元町１丁目２番12―203号プルメリア、開始決定時の住所富山市稲荷元町１丁目２番20号
破産者　阿部　伸一
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２５号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目13番３号
破産者　塩塚　賢一
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６号
宮崎市大字島之内3914番地
破産者　高木　勝弘
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係